

公立大学法人宮崎公立大学学長統括特別補佐役等報酬規程

平成24年4月1日

規程第113号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎公立大学学長統括特別補佐役等設置規程第7条第2項の規定に基づき、公立大学法人宮崎公立大学の学長統括特別補佐役及び学長特別補佐役（以下「統括特別補佐役等」という。）の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 統括特別補佐役等の報酬は、月額50,000円とする。

(報酬の支給日)

第3条 統括特別補佐役等の報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

(報酬の支給方法)

第4条 統括特別補佐役等の報酬は、その全額を現金で直接統括特別補佐役等に支払うものとする。ただし、法令に基づき統括特別補佐役等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その統括特別補佐役等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、統括特別補佐役等からの申し出に基づき、当該統括特別補佐役等が指定する本人名義の預貯金口座に控除すべき金額を控除した後の報酬の全額を振り込んで支払うことができる。

(旅費)

第5条 統括特別補佐役等が業務のために旅行するときに支給する旅費の額は、別に定める。

(実施に必要な事項)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、給与規程の適用を受ける職員の例によるほか理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。